

健保扶養家族の資格調査実施について

サントリー健保では、本年度も健保扶養家族の資格調査を行います。

資格調査は、健康保険の公平かつ適正な制度維持の為に、健保扶養家族のうち、調査が必要と判断される方を対象に、厚生労働省より年に一度、実施するよう義務付けられています。

下記の調査対象の扶養家族がいる方には**令和8年8月24日（月）より順次、メールで案内をします。**

資格調査はWEBでの申請となります。詳しくはメールでご案内します。全員必ず期限内に提出してください。

手続きもれ等で、本来扶養から外れるべき方が含まれていた場合、被保険者（従業員）の保険料の負担増にもつながることになります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【調査対象者】は以下の表となります。

※①②については、令和8年1月1日以降の認定者は原則対象外。

調 査 の 対 象	
①	被扶養者である配偶者（同一生計配偶者※を除く） ※「同一生計配偶者」とは、年収123万円以下であり、税法上の扶養家族として会社へ届け出ている配偶者
②	配偶者を除く、22歳以上（令和8年1月1日時点）の被扶養者全員
③	当健保組合が資格調査が必要と判断した被扶養者

※参考

- 健康保険法施行規則第50条「健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の資格調査又は更新をすることができる」
- 厚生労働省保険局長通知保発第1029004号「被保険者証の資格調査については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること」
- 厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号「被保険者証の資格調査又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」

お問い合わせ先

[令和8年8月24日開設] サントリー健康保険組合 被扶養家族資格調査専用 法研コールセンター
TEL：0800-800-7545（無料通話） 平日のみ9：00～17：00